

平成29年1月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年1月10日 午後3時30分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成29年1月10日 午後4時42分

3 委員氏名

(1)出席者

篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二	矢野 秀樹
中野 晃	三輪 順一	澁田 一吉	中野 喬輔
松尾 秀志	青柳 治幸	松崎 富幸	渡 秀孝
青柳 茂	松崎 富雄	原 月江	吉住三千代

安武 正一 (途中退席)

(2)欠席者(2名)

西 茂太郎 水上 哲実

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

第5号議案 市民農園開設の認定について

午後3時30分開会

○事務局長 [] 寒い中の現地確認お疲れさまでした。本日は議案が5件となっております。本日の出席委員数をご報告いたします。出席委員数は17名、[]会長と[]委員が欠席、また[]委員は他の会議と重複しておりますので途中退席をされます。規則第7条に書かれた過半数を満たしておりますことから、総会が成立することをご報告いたします。

続きまして議長の選出でございますが、規則第4条により会長が議長となりますが、本日会長がご欠席のため、規則第17条に基づき副会長が議長に選出されますので、ここからの進行を[]副会長よろしくお願いたします。

○議長 [] それでは、ただいまから平成28年度1月期の定例農業委員会総会を開会いたします。

○議長 [] 本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人、[]委員、[]委員、よろしくお願いたします。

○議長 [] それでは、第1号議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。番号8について、事務局説明をお願いいたします。

[議案朗読]

○係 ([]) それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号8について御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくといった内容でございます。

なお、今回の申請地の隣接地を[]さんが所有しており、申請地境界を確定することから、[]さんから贈与したいとの申し出でございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、[]さん、年齢86歳、古賀市内で農業を営んでいらっしゃる方でございます。農業従事年数は約65年ほど伺っております。現在の農業経営状況は、ミカン及び軟弱野菜を作付されています。

続きまして、お持ちの農機具等でございますが、動力噴霧器、耕運機、草刈機、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有されています。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。今回の申請地は、青柳にあります石瓦公民館の北西に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。今後の申請地に対

する計画といたしましては、ミカンを作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は1万5,749平米で、今回の申請地31平米を合わせますと1万5,780平米となり、50アール要件を満たしております。あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [] ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明を受けまして、どなたか質問はないでしょうか。

いいですか、これ。申請人の []さんと所有者の []さんということは、血縁関係になるんですかね。はい、事務局お願いします。

○係 [] ただいまの議長の質問にお答えいたします。

今回の申請人と譲渡人につきましては、親族関係ではないということで伺っております。

以上でございます。

○議長 [] ありがとうございます。

どなたか質問ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] ないようですので、採決させてもらっていいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長 [] 全員賛成であります。ありがとうございました。

○議長 [] 続きまして、第2号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号23の説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 [] それでは、第2号議案農地法第5条の許可申請、番号23について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、10年間の賃借権の設定を行い、資材置場に転用するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。

申請地は現地でも御確認のとおり、県道清滝古賀線、熊鶴橋の北西に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

続きまして、農地区分の御説明をいたします。申請地の北側は九州自動車道による分断、東側は一部農地の広がりがありますが他地目による分断、南側及び西側は他地目による分断があるため、約2ヘクタールの広がりとなることから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。今回の計画図には資材置場の計画が示されております。

まず、乗入口につきましては、北側の道路側から1カ所のみとなっております、足場の置場を中央部、東側、南側に置く計画となっております。また、隣地境界にはコンクリートブロックを設ける計画となっております、敷地はパラス舗装となります。

では、雨水、雑排水関係について御説明をいたします。

まず、雨水につきましては水勾配を設け、北西側の道路際に集水枿を設置し、道路側溝へ排出する計画となっております。また、雑排水につきましては発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。今回の申請地には最大40センチの盛土及び切土を行う予定としておりますが、全て場内完結をする計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。今回は無条件承諾ということで、平成28年12月22日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [] それでは、地元の委員さんであります [] 委員さん、御説明お願いたします。

○委員 6番 [] 23番の受付の件でございますが、12月22日に区の開発……

○議長 [] あ、すいません、マイク。

○委員 6番 [] 12月22日に区の開発委員会を行いまして、先ほど事務局説明のとおり、切土、盛土、場内完結ということで持ち込み、持ち出しもしないという条件、それから側溝の1カ所の乗り入れということでの説明でございましたので、水利区長並びに農業委員としましても無条件で許可をいたしております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [] ありがとうございます。

それでは御質問がある方、お願いたします。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] ないようですので、採決とらせてもらっていいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] それでは、第2号議案、番号23に対しまして賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長 [] 全員賛成ということで可決されました。ありがとうございます。

続きまして、第2号議案、番号24について事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 [] それでは、第2号議案農地法第5条の許可申請、番号24について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、戸建住宅を建築するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図を御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。今回の申請地は現地でも御確認のとおり、古賀市の米多比児童館の北東に位置します丸囲み内斜線部4筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の北側及び西側は段差による分断、南側は河川による分断、東側は一部農地の広がりがございますが他地目による分断があることから約2.5ヘクタールの広がりとなり、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。今回の計画図には、戸建て住宅建築の計画が示されております。

まず、乗入口については、南側道路側からとなっております。また、隣地境界にはコンクリートブロック及び擁壁を設ける計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明をいたします。

まず、雨水につきましては水勾配を設け、南西側の道路際に集水枘を設置し、南側道路側溝へ排出する計画となっております。また、雑排水につきましては、南側道路に集落排水管が計画されておりますので、こちらの集落排水管へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。今回の申請地は道路高より少し低くなっておりますが、北側の斜面のほうから傾斜をつけるため最大60センチの盛土を行う予定となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は条件付承諾という

ことで、1、米多比区自治会に加入すること、2、行政区規定に基づく無線放送受信機を設置すること。以上、2点の条件を付して、平成28年12月21日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [] それでは、地元委員さん、[]委員の御説明お願いたします。

○委員 15番 [] この件につきましては、まず12月10日に現地確認と、そしてあわせて開発委員会、地元の開発委員会を開催いたしております。

この部分につきましては、東側から順次転用開発が行われてきているという場所でもございませし、それに合わせまして水利関係につきましても、雨水については南側に新たに側溝を新設して排水をします。汚水関係についても農集排に接続して行うというような状況でございまして、地元のほうにつきましても、一応それで問題なかろうというところで合意したところでございませす。

以上でございます。

○議長 [] はい、ありがとうございました。

それでは、質疑のある方ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] ないようですので、採決とらせてもらっていいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] それでは、賛成される方、挙手をお願いたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長 [] 全員賛成ということで第2号議案、24番につきまして可決されました。ありがとうございました。

続きまして、第2号議案、番号25につきまして、事務局説明をお願いたします。

〔議案朗読〕

○係 [] それでは、第2号議案農地法第5条の許可申請、番号25について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、隣接の木材プレカット加工場の増設を行うといった内容でございます。

なお、この議案につきましては、平成28年度4月期農業委員会で農振の整備計画の変更で除外についての審議を行っていただき、こちらが確定したものとなっております。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図を御説明をいたします。議案書の11ページをごらんください。今回の申請地は、青柳にあります山見坂大池の西側に位置します丸囲み内斜線部5筆でございますが、全体計画面積は8,794.55平米、うち農地面積が6,178平米、併用地が2,616.55平米となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。

まず、申請地の北側は段差による分断、東側につきましては一部農地の広がりがございますが、他地目による分断、南側及び西側は他地目による分断があることから約10ヘクタール未満の広がり、正確に申し上げますと9.08ヘクタールの広がりでありますことから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の12ページをごらんください。こちらの計画図には木材プレカット工場の計画が示されておりますが、こちらの図面の中央より少し左側に縦に斜めの線が入っておりますが、この線より西側が雑種地、東側が農地の転用申請部分となっております。

まず、申請地の東側には、資材置場、また資材製品倉庫を設け、中央部には加工準備スペース及び通路、また南側には加工場、西側には加工材整理等スペースを設ける計画となっております。また、隣地境界には、コンクリートブロック、ネットフェンス等を設ける計画となっております。また、場内につきましては、透水性舗装を行う計画となっております。

では、次に、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。少し12ページが見づらくっておりますので、13ページの計画図を見ながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、雨水につきましては、周囲に溜枡を設置し、北側及び南側、また東側につきましては、新設側溝を設ける計画となっております。そして、こちらの今御説明いたしました北側、また東側の側溝から出た排水につきましては、北側道路側溝へ排出する計画、また西側及び南側に集水しました雨水等につきましては、南側の道路側溝へ排出する計画となっております。

また、雑排水につきましては、こちら12ページをごらんいただきましたらわかりますが、12ページの12と記載したすぐ上のところに合併浄化槽、点線で囲んだ部分がございます。こちらに16人槽を設置し、南側の新設側溝を通じ南西側既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。今回の申請地につきましては、盛土が最大75センチ、また切土が最大1.1メートルを行う計画となっております。

最後に地元水利承諾について御説明をいたします。今回は無条件承諾ということで平成28年

12月18日付の承諾書の提出がっております。あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [] それでは、地元の委員さん、[]委員さん、御説明お願いたします。

○委員 12番 [] 今事務局からありましたように、前回農振の解除を済ましておりまして、今回は5条の申請ということになっております。地元としましては、もう以前から開発委員会にかけておりますので特に問題ありません。

以上、審議よろしくお願いたします。

○議長 [] ありがとうございます。

それでは、第2号議案、番号25につきまして質問のある方ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 [] ないようですので、採決とらせてもらっていいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 [] それでは、第2号議案、番号25につきまして賛成される方、挙手をお願いたします。

[賛成者挙手16/16名]

○議長 [] 全員賛成ということで原案どおり可決いたしました。ありがとうございます。

○議長 [] 続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局説明をお願いたします。

○農政係 [] 第3号議案の朗読に入ります前に、今回利用権設定について、[]委員、[]委員、[]委員が関係されますので、この後の議案朗読後の後に一時退席をお願いたします。

それでは、議案朗読に入ります。——あとすみません、[]委員も関係されますので、一時退席をお願いたします。

○議長 [] 続けてお願いたします。

[議案朗読]

○農政係 [] それでは、一時退席のほうお願いたします。

[[]委員、[]委員、[]委員、[]委員 退席]

○農政係 [] 第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

それでは、16ページをごらんください。左上に平成28年度第9号と書かれております。今回新規で10件、更新で31件、合計41件の利用権設定の申し出がっております。

それでは、17ページ、整理番号72、貸し手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、利用権設定をする土地は今在家の字合畝町の田んぼ1筆、1,913平米です。平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、17ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号73、貸し手、[REDACTED]、福岡市在住、借り手、株式会社[REDACTED]代表取締役[REDACTED]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳の字迎田の田んぼ1筆、2,213平米です。平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、18ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号74、貸し手、[REDACTED]、福岡市在住、借り手、株式会社[REDACTED]代表取締役[REDACTED]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳の字汐焼の田んぼ1筆、1,174平米です。平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、19ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号75、貸し手、[REDACTED]、古賀市天神在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内住、利用権設定をする土地は筵内の字宝満の田んぼ1筆、1,356平米です。平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、20ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号76、貸し手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、利用権設定をする土地は青柳町の字石原の田んぼ1筆、401平米です。平成34年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、21ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号77、貸し手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、利用権設定する土地は青柳町の字清水町の田んぼ3筆、合計2,819平米です。平成34年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、22ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号78、貸し手、[REDACTED]、古賀市川原在住、借り手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、利用権設定をする土地は川原の字瓦田の田んぼ1筆、603平米です。平成32年

12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号79、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住、借り手、[REDACTED]、古賀市駅東在住。利用権設定をする土地は小山田の字瀬戸の田んぼ1筆、1,352平米です。平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、24ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号80、貸し手、[REDACTED]、奈良県にお住まいです。借り手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、利用権設定をする土地は小山田の字瀬戸の田んぼ3筆、合計1,172平米です。平成28年1月1日から平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、25ページの記載のとおりとなっております。

こちらの件については、以前より借り手が耕作されていましたが、利用権設定の申請がなされていなかったことが市にて確認できましたので、今回の申請となりました。

続きまして、整理番号81、貸し手、[REDACTED]、古賀市久保在住、借り手、[REDACTED]、古賀市久保在住、利用権設定をする土地は久保の字猪ノ尻の田んぼ1筆、1,515平米です。平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

こちらの件、借り手の営農状況についてですが、現時点で農地面積が0平米となっております。初めて農業されるように見えますが、借り手に確認したところ、以前より御親戚の手伝いや高田の地元農家さんの手伝いで耕作されていたことから、解除条件付の利用権設定ではなく通常の利用権設定の申し出として受理しております。

今回の申し出については、貸し手さんの依頼のもと、主として借り手さんが耕作されることから利用権設定の申し出となりました。本案件以外にも主として耕作されている農地があるとのことなので、利用権設定の申し出が必要である旨を伝え、市より指導を行っております。

整理番号82から112につきましては、利用権設定の更新のため説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 [REDACTED] ありがとうございます。

それでは、質疑のある方ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [REDACTED] ないようですので、採決をさせていただきます。

第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について賛成さ

れます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長 ██████████ 全員賛成ということで可決されました。ありがとうございました。

〔██████委員、██████委員、██████委員 着席〕

○議長 ██████████ それでは、次に、第4号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更について、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係 ██████████ 議案の説明に入ります前に、農業委員会の役割について簡単に御説明いたします。

これは農業振興地域整備計画の変更でいう重要な変更にあたり、農用地区域内農地の除外については、まずその手続の過程で関係機関に意見を徴する必要があります。その関係機関には、農業委員会、農振協議会、森林組合、JA、土地改良区などがあります。その関係機関に古賀市からこのような意見照会があったときに、速やかに回答できるようなことも考慮して、古賀市においては農業委員会に意見を伺う機会をあらかじめこの定例会で設けており、事務が円滑に進むよう行っているものです。

それでは、整理番号4について説明いたします。議案書の59ページをごらんください。

今回の申出地は、小竹にある石瓦公民館の北西に位置します丸囲み内斜線部3筆が農用地域の除外となります。

今回の申出人は、株式会社██████████代表取締役██████████氏になります。申出人の会社概要がありますが、福津市に会社があり、不動産業、土木工事等を営んでいる会社であります。

今回の計画内容としましては、建売住宅及び公園、道路の建設であります。申出人の事業計画によりまして、近年若年層の住宅購入意欲が非常に強い傾向があり、若年層が購入しやすい価格帯の設定で、容積率、公共道路、公園等を考慮する必要最小限の開発面積の4,000平米から4,500平米程度の用地選定の計画になります。

今回の申出地につきましては、古賀市の都市計画上準都市計画区域、古賀市特定用途制限地域の田園居住地域になります。

議案書60ページをごらんください。計画平面図になります。全体の計画面積としましては、59ページ、位置図の丸囲み内3筆、地目は全て畑で、面積合計が4,247平米と、地目が畑、公衆道路、用悪水路の合計5筆で、面積合計が164.43平米、合わせて総事業計画合計面積が4,411.43平米であります。

計画の内容は、建売住宅及び公園と幅員6メートルの道路及び300ミリの側溝を建設する計

画となっております。

被害防除の雨水対策については、建売の雨水対策として溜拵に集水し、前面道路の側溝に排水する計画となっております。また、道路部分については、L型擁壁を設置し土留めするとともに、側溝に集水いたします。

議案書61ページをごらんください。造成計画縦横断図になります。AからA'は計画図60ページ、左から右に記した波線になり、切土最大229センチ、盛土最大120センチとなり、ナンバー1からナンバー1'は60ページ、左側、下から上に位置した波線になり、盛土最大121センチ、ナンバー2からナンバー2'については、60ページ真ん中の下から上に位置した波線で、切土最大229センチ、盛土最大115.4センチ、ナンバー3からナンバー3'については、60ページ右上、右側上から下に位置した波線になり、切土最大167センチ、盛土最大108.5センチになります。

では、別にお配りしております資料1を見ながら、除外のための5要件がクリアされているか順にチェックしていきたいと思っております。

資料1、1枚目をごらんください。ここでは農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当する5つの検討要件が全て満たされているかを確認していきます。

まず、第1号の申出地以外に代替できる土地がないこととなっておりますが、都市計画上準都市計画区域にもなり、古賀市用途地域による田園居住地域になります。

代替地の検討については、事前審査会でも確認がありましたが、申出人は自己所有地はありませんが、今回の計画について農政係より農振農用地以外での検討するよう指摘をいたしました。代替地については急傾斜のため土砂の流出が懸念されることや農地の広がりがあるため、周辺農地に影響のある農地、また地権者の同意が得られないことや予定計画事業面積が合わないことで、今回の申出地以外では目的の達成ができないとの検討結果であります。

次に、第2号の農用地の集団性や周辺農地への支障がないかという点でございます。資料1の2ページをごらんください。こちらが古賀市の農振の広がり図面です。左下にあります丸囲みが申出地になります。

3ページをごらんください。丸囲み内が今回の申出地となります。農用地の集団性を申し上げますと、農振整備計画で申し上げますと、今回の申出地については南西側に農用地の広がりがありますが、縁辺部で必要最小限の面積で計画しており、農振の広がり除外するものではないことから、当該地を除外しても連たん性は何とか保たれるのではないかと判断しております。

次に、第3号の農用地の利用集積に支障がないかという点につきましては、当該除外地の所有者については、兼業農家や高齢による農地縮小を考えており、所有者からも同意書をいただいております。また、隣接地においても了承を受けていることから、当該地を除外しても支障がない

と判断しております。

次に、第4号の水利など土地改良施設に支障がないかという点については、議案書60ページの計画平面図をごらんください。

申出地については現地でも確認をしていただいたところですが、雑排水につきましては合併浄化槽を各戸ごとに敷地内に設置し、雨水、排水についても、宅内の雨水は敷地内の溜枡に集め、全面道路の側溝に排水する予定です。この申し出の際に、地元水利組合長の署名、捺印をいただいております。水利関係には支障がない説明を受けておりますことから、支障がないものと判断しております。

次に、第5号、補助事業を受けている場合は8年以上経過していることとあります。除外申出地は国、県などからの公共投資を受けている土地ではないことから、これには該当しません。

また、6点目に仮に除外されたとして、転用の見込みがあるかという点も除外に当たっての隠れた要件としてございます。今回の申請については、農業委員会事務局に確認したところ、事務局では2種農地ではないかと考えていることから転用の見込みがあると考えております。

なお、位置図西側から南側にかけての通路について、現在南西側にミカン畑があるため通作道路として使われております。この通作道路については、古賀市所有で南西側、ミカン畑の所有者と境界立会を行い、建物と境界との距離を通作道路として4メートル確保し、整備していく計画になっております。既存の通作道路についても草刈りや整備を行う計画になっておりますので、周辺の営農には影響がないと考えております。

また、所有者より周辺地域の住宅化の開発が進み、当該地における農菜の散布が難しくなってきたことから、近年は耕作できない状況であると聞いております。

簡単ですが、説明は以上です。委員におかれましては、ここを農用地区域から除外してよいかどうかについての意見をいただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 [] 説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、どなたか質疑のある方ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 [] それでは、地元委員さんの [] 委員さん御説明お願いいたします。

○委員 10番 [] ただいま事務局より説明していただいたとおり、平成28年12月8日に地元水利委員会を開き協議しました結果、地元としましては何ら問題ないと判断し、農区長ともども署名、捺印いたしました。

本日委員の皆様には、現地を確認されて御承知のとおり、申請地は北側及び南側は住宅地、東側は倉庫及びまた住宅ということで、三方囲まれて農業を非常にするのに困難な環境にあります。

住宅地に隣接する農地の諸問題を理解していただきまして、御審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長 [] 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑のある方ございませんでしょうか。[]委員、どうぞ。

○委員 15番 [] これ質疑というよりも要望になるかと思いますが、農振地域をこういうふうに住宅地で囲んだような形になりますと、どうしてももう農業振興というところの目的がなかなか難しい農地になってこようと思います。

その辺のところを勘案しますと、やはりこういう農振地域そのものをつくらないように対応していくというのが大事だろうと思いますので、今回の件はこういうふうにもう住宅地に囲まれたような状況になってますので、いたし方ないと思いますけども、今後農振の地域の対応ということにつきましては、できるだけこういう形状をつくらないように、ぜひとも御検討をいただきたいと、これ要望でございます。

○議長 [] ありがとうございます。何か事務局ありますか。事務局どうぞ。

○農政係 [] []委員の要望についてお答えいたします。

今後5年に1回の全体見直し、農振の全体見直し等もありますので、事務局等でこのようなことがないように検討していきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 [] ありがとうございます。

ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。事務局お願いします。

○係 [] ただいまの[]委員の御質問に対して、今、市のほうからお答えをしているところでございますが、確かに住宅地域に隣接する農振の諸問題というのは、先ほど委員おっしゃいましたように、大きな農業今後やっていくに当たって大きな問題があると思っておりますが、市のほうでは全体見直しというのを5年に1回行っておりますが、実際のところ、農振の要は農用地を定めるに当たって、現在の法律上では何かこういった開発であるとか、そういった要件がないと除外をすることができないというふうになっております。

よって、今おっしゃいましたように、住宅に隣接する農用地でございまして、これを全体見直しの計画の中で抜くことはできない、これが現在の法律上の縛りでありますので、そのあたりの農業振興含めまして、今後の農振のあり方というのを市としても考えていくべきではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 [] ありがとうございます。

ほかに質疑等はないでしょうか。

これも全体の4,300平米に対する3%の公園の広さも確保できておりますので、いいかと思われませんが。それにつきまして、また南側のミカンつくられております間の道路も、緊急車両が通られるような道幅を確保できておるといふことで何ら問題はないかと思われませんが。

ほかに質疑等はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [REDACTED] ないようでしたら、採決とらせてもらっていいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [REDACTED] 第4号議案古賀市農業振興地域整備計画の変更につきまして、整理番号4につきまして賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手15/15名〕

○議長 [REDACTED] 全員賛成ということで可決されました。ありがとうございました。

○議長 [REDACTED] 続きまして、第5号議案市民農園開設の認定について、整理番号1、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係長 [REDACTED] それでは、開設の認定の議案の説明に入ります前に、今回の審議のポイント及び開設の認定に際して計画を修正し、申請された市民農園整備運営計画書について説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料2をお願いいたします。こちらが今回の審議のポイントになります。審議のポイントにつきましては、12月の本会議でも御説明をさせていただいておりますが、再度確認ということで御説明をさせていただきます。

これは市民農園整備促進法第7条第3項に示されており、申請されました整備運営計画の内容につきまして、1ページ目の下から3行目からになりますけども、1、整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。

2、市民農園の場所が適切であり、かつ規模が妥当であること。

3、市民農園の場所が周辺の道路等に支障がなく、かつ周辺の営農状況及び生活環境の確保に支障がないこと。

4、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適性であること。

5、利用期間、市民農園の適切な利用を確保するための方法。主に施設面になりますが、あと資金計画が整備後の円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。

6、その他、制令で定める基準に適合するものであること。

以上、6点について、それぞれ確認をしていきます。

続きまして、整備、運営計画についてであります。3ページをお願いいたします。こちらは今回申請者と改めて協議をし、計画を見直した結果、整備運営計画が変更になっております。変更箇所は4点ございます。

まず、1点目が3ページの右上の申請日が12月22日になっております。

2点目は、4ページをごらんいただきまして、一番上の施設の規模及び整備のところになりますけれども、建築面積がそれぞれ変更になっております。

あと3点目ですが、5ページのほうになります。5ページの(3)、転用の時期、こちらにつきまして一番上の工事着手、こちらは12月の下旬から1月の下旬に変更になっております。

その下、(4)、こちら被害防除の関係になりますが、内容が変更になっております。内容につきましては、申請地の北側及び南側は畦畔による土留めを行い、営農条件に支障を生じるおそれのないよう土砂の流出を防ぐ措置をとります。

また、排水につきましては、雨水等含め基本的に自然流下でございますが、施設の中央に集水ます及び暗渠排水管を整備し、河川側にある既存の溜枡に放流をいたします。

6ページをお願いいたします。こちらのほうにつきましてですが、9の添付書類、こちらにつきましての変更が①と②、こちらは主に図面関係になりますが、議案書の63ページ及び64ページにあります位置図及び計画平面図にそれぞれ変更となっております。

③につきましてですが、こちらは平成28年12月22日付、地元の青柳の農区長より、水利関係承諾書の提出があり、無条件承諾となっております。また、同日付隣接農地の所有者の方の承諾もいただいております。

7ページにつきましては、議案の朗読の際に確認をしております。

あと参考資料として、一番最後に付けております、こちらが原状回復工事を実施しております状況の写真になります。こちらは現地でも見ていただいておりますけれども、こちらの内容についてそれぞれ施工しております。御確認をお願いいたします。

それでは、議案の説明をいたします。

62ページ、こちらにつきましては、申請者以下12月期の議案内容と変更はございません。

63ページにつきましてですが、こちらは位置図になります。コスモス広場の南西に位置します畑1筆、田1筆の合計2筆の合わせて2,230平米となります。

64ページをお願いいたします。こちらは変更申請されております計画図になります。農園につきましては、1区画25平米の30区画と散水用、飲料用、手洗い用の井戸、あとトイレ、ごみ置き場兼作業工具置き場と休憩用の簡易椅子、駐車場15台分をそれぞれ設置いたします。

被害防除につきましてですが、周辺農地への影響がないように、申請地の北側及び南側に畦畔による土留め対策。雨水、排水対策につきましては、施設の中央部に集水枡と暗渠排水管を整備

し、既存の溜枡から河川放流いたします。

開設の認定の御審議をいただくに当たりまして、市民農園整備促進法第7条第3項についての要件について、それぞれ確認をしていきます。先ほどの資料2の7ページをお願いいたします。

まず、第1点目、(1) 計画内容が県の基本方針に適合するものであること。こちらは県と変更の申請内容について協議を既に実施しており同意を受けておりますので、適としております。

(2) 市民農園の場所が適切であり、かつ規模が妥当であること。こちらにつきましては、まず場所は東側に県道筑紫野古賀線、あと北側に市街化区域と接続する市道京田馬渡線があり、市内全域からのアクセスが良好でありますことから、適としております。

なお、規模につきましてはですが、現在市内に3施設市民農園がございますが、ほぼ100%の稼働であること、また農園の利用者の問い合わせも年に数件ありまして、この農園の開設後は市の広報やホームページ、あとチラシ等により幅広く周知をいたしますことから、最大30名程度の利用を計画しております。

駐車場につきましては、利用者数が最大30名の計画に対しまして、台数としましては半分、最大15台程度の利用を見込んでおります。

以上のことから、規模は妥当であるというふうに考え、適としております。

続きまして、(3) 市民農園の場所が周辺の道路等に支障がなく、かつ周辺の営農条件及び生活環境の確保に支障がないことというところですが、周辺の道路の通行や周辺の営農条件と生活環境の確保につきましては、周辺農地の所有者や耕作者の方に対しまして事前に變更しております計画につきまして説明を行い、了解をいただいております。

以上のことから、適としております。

(4) 利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正であること、募集方法につきましては、広報、チラシ、看板等で市民に幅広く周知をいたします。選考方法につきましては、先着順で全区画終了まで行いますことから、適としております。

(5) 利用期間、市民農園の適切な利用を確保するための方法、資金計画が整備後の円滑な利用確保するために有効かつ適切なものであること。こちらにつきましては施設につきまして、市民農園整備促進法及び県の基本方針に定められております井戸、手洗い場、水飲み場、トイレ、ごみ置き場、作業工具置き場と駐車場、休憩施設を備えております。

資金計画につきましても、整備費用にかかる資金が確保されておりますことから、適としております。

(6) その他、政令で定める基準に適合するものであること。こちらにつきましては特に支障がないことから、適としております。

なお、今回申請者から顛末書の提出がっておりますので、読み上げをさせていただきます。

古賀市農業委員会会長殿。私が所有しております古賀市青柳字熊本■■■■、■■■■番地の農地につきましては、平成13年と平成24年に田から畑にするために農地改良届を提出し、土を搬入しておりますが、土の状態が悪く長年耕作をしておりませんでした。

平成26年に貴委員会から農地の適正な管理について通知を受け、今後は市民農園で活用できないか貴委員会事務局に相談し、このたびの農園の開設に向け現在に至っております。

しかしながら、当該農地を長年耕作せず放置していたことにつきましては、古賀市農業委員会に対し、多大なる御迷惑をおかけしましたことを深く反省し、今後はこのようなことがないようにしてまいります。

つきましては、仮に農園の開設ができるようになりましたら、責任を持って施工し、開設後も関係法令を遵守し、また地元や周辺の農業に影響のないように対処してまいりますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。平成28年12月22日、■■■■。

以上です。

以上で説明を終わります。開設の認定につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■ 説明ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、御質問等がないでしょうか。

詫び状とか、また真砂土をあんな入れて、石ころがない状態で野菜をつくられると思いますので、初めからあんなふうにされたらよかったかなと思っている次第でございます。

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■ ないようですので、採決をとらせていただきます。

第5号議案市民農園開設の認定につきまして、整理番号1につきまして賛成される方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手15/15名〕

○議長 ■■■■ 全員賛成ということで、可決されました。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議案審議は全て終了いたしました。

以上で、古賀市農業委員会総会を閉会します。

午後4時42分閉会